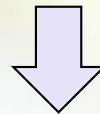


# 社会福祉充実残額・ 社会福祉充実計画

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

# 趣旨

これまで、社会福祉法人が保有する財産の分類や取り扱いに係るルールが明確ではなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の使途等について明確な説明責任を果たすことが困難。



- ◆ 平成29年4月1日以降の毎会計年度、純資産から事業継続に必要な財産額（控除対象財産額）を上回るかどうかの算定が必要に。＜社会福祉充実残額の算定＞
- ◆ 社会福祉充実残額がプラスの場合、これを財源として既存の社会福祉事業・公益事業の充実や新規事業実施に関する計画の策定が必要に。＜社会福祉充実計画の策定＞

# 社会福祉充実残額とは

簡単に言うと…

社会福祉充実残額 = 純資産 - 控除対象財産

正確には…

社会福祉充実残額 = ①活用可能な財産  
- (②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等  
+ ③再取得に必要な財産  
+ ④必要な運転資金)

# ①活用可能な財産

①活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金

- ✓ 法人単位の貸借対照表から算定
- ✓ 資産 = 資産の部合計
- ✓ 負債 = 負債の部合計
- ✓ 基本金 = 純資産の部の基本金
- ✓ 国庫補助金等特別積立金 = 純資産の部の国庫補助金等特別積立金
- ✓ この計算結果が 0 以下になる場合は、社会福祉充実残額が生じないことが明らかなので、以降の計算は不要

## ②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

=財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額○円  
- 対応基本金○円 - 国庫補助金等特別積立金○円 - 対応負債○円

- ✓ 社会福祉法に基づく事業に直接的または間接的に供与されている財産
- ✓ 控除対象財産の財源が、基本金・国庫補助金等特別積立金により賄われている場合は、「①活用可能な財産」の算定時に既に基本金・国庫補助金等特別積立金を控除しているため、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行う
- ✓ 控除対象財産の財源が、借入金により賄われている場合は、「①活用可能な財産」の算定時に既に借入金を控除しているため、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行う

### ③再取得に必要な財産

③再取得に必要な財産  
= ②将来の建替に必要な費用  
+ ①建替までの間の大規模修繕に必要な費用  
+ ④設備・車両等の更新に必要な費用

#### ②将来の建替に必要な費用

= (建物に係る減価償却累計額○円 × 建設単価等上昇率○%) × 一般的な自己資金比率

#### ①建替までの間の大規模修繕に必要な費用

= (建物に係る減価償却累計額○円 × 一般的な大規模修繕費用割合)  
- 過去の大規模修繕に係る実績額○円

#### ④設備・車両等の更新に必要な費用

= 減価償却の対象となる建物以外の固定資産（「②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」において財産目録で特定したものに限る）に係る減価償却累計額の合計額○円

### ③再取得に必要な財産

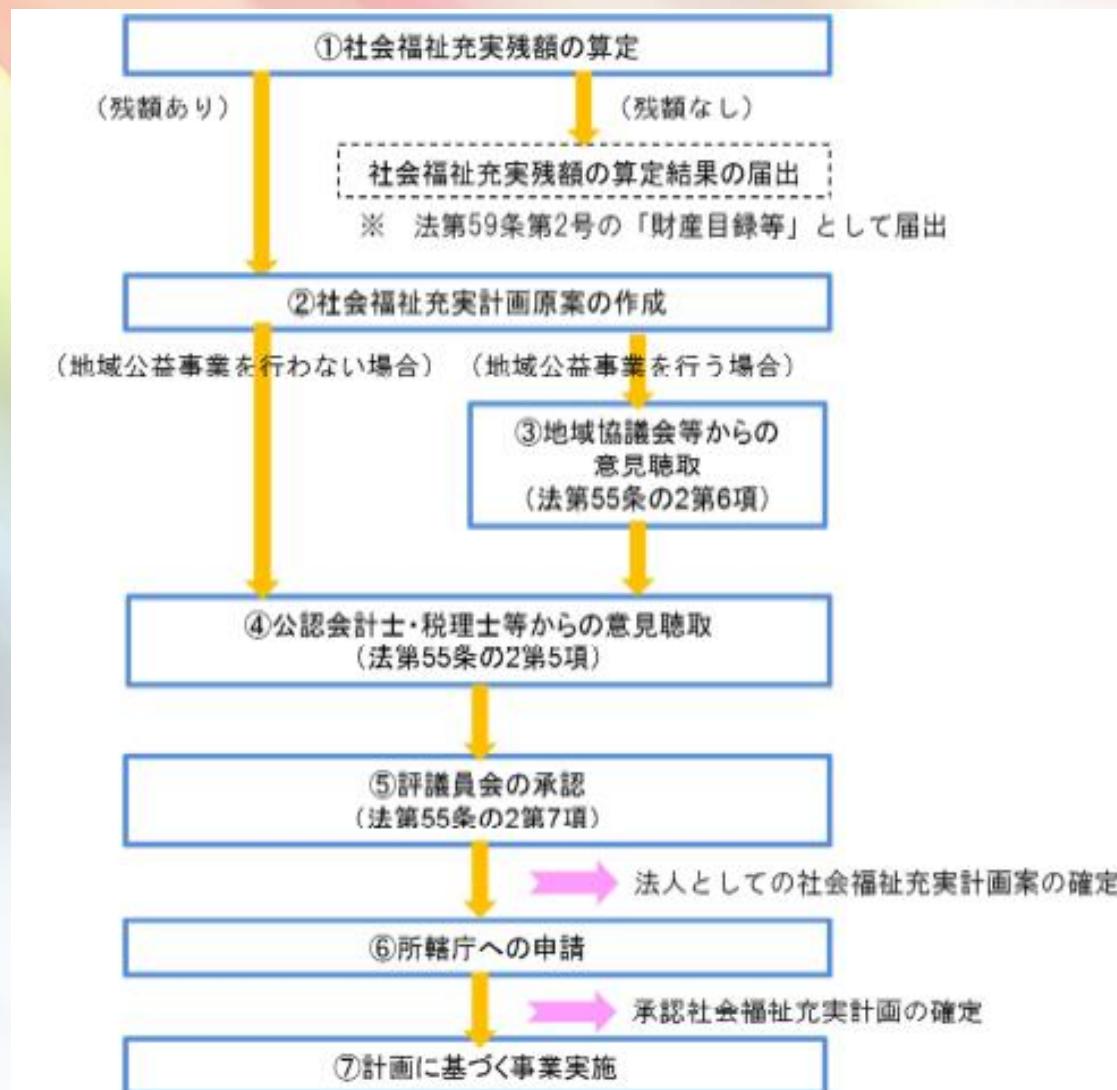
- ✓ 現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することが前提
- ✓ **建設単価等上昇率** = 建設等単価250,000円/m<sup>2</sup> ÷ 当該建物の建設時における1m<sup>2</sup>当たりの建設単価（当該建物の建設時の取得原価 ÷ 当該建物の建設時における延べ床面積）
- ✓ **一般的な自己資金比率** = 22%
- ✓ **一般的な大規模修繕費用割合** = 30%

## ④必要な運転資金

④必要な運転資金 = 年間事業活動支出の3月分〇円

- ✓ 賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金
- ✓ 法人単位の資金収支計算書における事業活動支出計（決算額）×3/12

# 社会福祉充実計画の策定の流れ



参考：社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について（H28/12/14）

# 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならない。
- 原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌年度から5か年度の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、社会福祉充実事業を実施するための内容としなければならない。
- 最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的でない場合は、社会福祉充実残額の1/2以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができる。
- 社会福祉充実事業の事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士・税理士等の意見を聴かなければならず、これは社会福祉法人の会計監査人や顧問税理士や監事との兼任も可能。
- ホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表する。
- 充実事業に係る実績については、毎年度、ホームページ等において公表に努めなければならない。
- 社会福祉充実計画は、計画の実施期間満了の日から10年間保存する。

# 社会福祉充実計画の記載内容

- ✓ 既存事業の充実または新規事業（社会福祉充実事業）の規模・内容
- ✓ 事業区域
- ✓ 社会福祉充実事業の事業費
- ✓ 社会福祉充実残額
- ✓ 計画の実施期間
- ✓ 法人名・法人の所在地・連絡先等の基本情報
- ✓ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ✓ 資金計画
- ✓ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ✓ 地域協議会等の意見の反映状況（地域公益事業を実施する場合のみ）
- ✓ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

# 社会福祉充実計画の変更・終了

変更

- ✓ 変更承認の申請を行わなければならない。
- ✓ 計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行う必要がある。

終了

- ✓ やむを得ない事由により計画に従って事業を行うことが困難な場合、所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができる。
- ✓ やむを得ない事由とは、①充実事業に係る事業費が見込みを上回ることにより、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合、②地域の福祉ニーズの減少等により、充実事業の実施の目的を達成したか、又は事業の継続が困難な場合である。
- ✓ 社会福祉充実計画終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合には、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定する必要がある。

# 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 (案)について(H28/12/14)の別紙

- ◆ 別紙1：平成〇年度～平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画
- ◆ 別紙1-参考①：社会福祉充実計画記載要領
- ◆ 別紙1-参考②：社会福祉充実計画（記載例）
- ◆ 別紙2-様式例：手続実施結果報告書（from公認会計士等 to社会福祉法人）
- ◆ 別紙3：地域協議会の設置・運営について
- ◆ 別紙4-様式例①：社会福祉充実計画の承認申請について（from社会福祉法人 to都道府県知事）
- ◆ 別紙4-様式例②：社会福祉充実計画承認通知書（from都道府県知事 to社会福祉法人）
- ◆ 別紙5-様式例①：承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について（from社会福祉法人 to都道府県知事）
- ◆ 別紙5-様式例②：承認社会福祉充実計画変更承認通知書（from都道府県知事 to社会福祉法人）
- ◆ 別紙6-様式例：承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について（from社会福祉法人 to都道府県知事）
- ◆ 別紙7-様式例①：承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について（from社会福祉法人 to都道府県知事）
- ◆ 別紙7-様式例②：承認社会福祉充実計画終了承認通知書（from都道府県知事 to社会福祉法人）